

沖縄県と東京海上日動火災保険株式会社との包括的連携協定書

沖縄県（以下「甲」という。）と東京海上日動火災保険株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携協力について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、成長するアジアの玄関口に位置する沖縄において、日本と世界の架け橋となる強くしなやかな自立型経済を構築し、心豊かで、安全・安心な県民の暮らしを実現するため、甲及び乙が相互に協力して双方が有する資源を有効活用しつつ様々な地域課題の改善に取り組み、活力ある個性豊かな地域社会の形成及び発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、随時、情報及び意見の交換を行い、次の各号について、連携・協力し、前条に掲げる目的の達成に努めるとする。

- （1）産業の振興に関すること
- （2）保健、医療、福祉の充実に関すること
- （3）防災・災害対策に関すること
- （4）海外危機管理情報に関すること
- （5）交通事故情報、交通情報に関すること
- （6）その他、前条に掲げる目的の達成に資する事項に関すること

（個別の協議）

第3条 甲及び乙は、前条各号について、具体的な取組を推進するにあたり、必要となる事項については、別途、協議の上、取り決めるものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、期間満了日の翌日から更に1年間有効とし、以後もまた同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づき相手方から知り得た秘密情報（開示に際して、相手方がその旨を明示した情報をいう）について、相手方の事前承諾を得ずに他に漏洩してはならない。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年2月7日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県知事

翁長雄志



乙 東京都千代田区丸の内一丁目2番1号

東京海上日動火災保険株式会社

常務執行役員

柴崎博子

